

## 私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会研究会規程

### (根 拠)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会（以下「東海地区協議会」という。）  
会則第4条第1号により東海地区協議会研究会と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、大学図書館に関する調査研究を行い、その改善と相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究・研修事業及び見学会の開催
- (2) 共同研究及び調査
- (3) 東海地区協議会会報「館灯」の発行
- (4) 東海地区協議会ウェブサイトの管理
- (5) その他必要と認められるもの

### (運営委員会)

第4条 本会に運営委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 2 委員会は、第3条に掲げる各事業を実施するために必要な事項を審議し、また各事業の運営にあたる。
- 3 委員会は委員長校、幹事校及び運営委員校をもって組織する。
  - (1) 委員長校は、次期理事校が担当し、その任期は2年とする。
  - (2) 幹事校は、東海地区協議会において選出し、その任期は2年とするが、1年目は主幹事校、2年目は副幹事校となる。
  - (3) 運営委員校は、委員長校及び幹事校の推薦によることとし、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会は、委員長校が招集し、その議長となる。
- 5 委員会で審議した事項については、東海地区協議会に報告するものとする。

### (経 費)

第5条 本会の事業に係る経費は、東海地区協議会からの支援費、その他の収入をもって充てる。

### (規程の改廃)

第6条 本規程の改廃については、委員会において原案を作成し、東海地区協議会総会の承認を得るものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規程は、2009年4月1日から施行する。

### (現行規程の廃止)

2 本規程の施行により、東海地区協議会研究会会則、研究会運営委員会内規及び東海地区協議会図書館サービス・システム委員会規程を廃止する。